

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
その日は、そ
の翌日)

目次

- ◆ 告 示 町等の区域の新設等
- 町等の区域の変更
- 土地区画整理法による換地処分
- 鳥取県指定代理金融機関の一部改正

告 示

鳥取県告示第六百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、昭和五十二年九月一日からその効力を生ずる。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画す
る町の名
称

湖山町南一丁目

同上の区域（昭和五十二年四月一日現在の地番による。）

湖山町字井戸東上道の全域、湖山町字先津の全域、湖山町字小山新川の全域、湖山町字浜産水の全域、湖山町字産水上ノ上道の全域、湖山町字向池淵の全域、湖山町字漆原上道の全域、湖山町字ホフシ山の全域、湖山町字初寛山の全域、湖山町字中瀬六五八、六五八の一、六五九、六五九の一、六六〇、六六〇の二、六六一、六六一の一、六六一の二、六六一から六六五まで、六六五の一、六六五の二、六六六、六六六の一、六六六の二、六六七、六六七の一、六六七の二、六六八の一から六六八の八まで、六六九の二から六六九の七まで、六七〇の二から六七〇の五まで、六七一の二から六七一の四まで、六七二の二、六七二の三及びこれらと一体をなす国有地、湖山町字産水浜淵一四九七の一、一四九八、一四九九の一、一五〇〇の一、一五〇〇の一、一五〇四の一、一五〇五の一、一五〇六の一、一五〇七、一五一一、一五一一の一、一五一四の一、一五一五の一から一五一五の四まで、一五一六の一、一五一六の三、一五一七の一、一五一七の三、一五一八の一、一五一八の三、一五一九の一、一五一九の三、一五二〇の一から一五二〇の六まで、一五二一の一から一五二一の五まで、一五二二の一、一五二二の三、一五二三の一から一五二三の三まで、一五二四の一から一五二四の三まで、一五二五、一五二六、一五二六の一、一五二六の二、一五二七、一五二八、一五二八の一、一五二八の二、一五二九から一五三

三まで、一五三三の一、一五三四から一五三六まで、一五三六の一、一五三七、一五三七の一、一五三八、一五三九、一五四〇の一から一五四〇の三まで、一五四一、一五四一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九二の二と一体をなす国有地の一部、湖山町字西代一五二の六、一九三五の一、一九三五の二、一九三六の一から一九三六の四まで、一九三七、一九三七の一、一九三七の二、一九三八、一九三九の一、一九三九の二、一九四〇から一九四六まで、一九四七の二、一九四八、一九四九、一九五〇の一、一九五一の二、一九五二の一、一九五三の一、一九五四の二、一九七八から一九八一まで、一九八二の一、一九八二の二、一九八三の二、一九八四の二、一九八四の二、一九八五から一九八八まで、二〇〇八の一、二〇〇八の二、二〇〇九の一から二〇〇九の三まで、二〇一〇の一から二〇一〇の三まで、二〇一一の一から二〇一一の三まで、二〇一二の一から二〇一二の五まで、二〇一三の一から二〇一三の三まで、二〇一四の一、二〇一四の二、二〇一五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに湖山町字池淵外浜一六七〇の一から一六七〇の三まで、一六七一の一から一六七一の三まで、一六七二、一六七三の二から一六七三の三まで、一六七四の一、一六七四の二、一六七五の一、一六七五の二、一六七六から一七八八まで、一七八〇の一、一七八〇の二、一七八一、一七八一の一、一七八一の二、一七八二、一七八三、一七八四の一、一七八四の二、

湖山町南二丁目

一六八五の一から一六八五の三まで、一六八六から一六八八まで、一六八九の一、一六九〇、一六九一の二、一六九二、一六九三の一、一六九三の二、一六九四、一六九五の一、一六九五の二、一六九六の一、一六九六の二、一六九七、一六九七の二、一六九八の二、一六九八の五、一六九八の六、一六九八の二から一六九八の一四まで、一六九八の一六、一六九八の一七、一六九八の一九、一六九八の二一から一六九八の二七まで、一六九九の一、一六九九の二、一七〇〇、一七〇一の二、一七〇一の三、一七〇八の二、一七〇九の一、一七一〇の二、一七一一の二、一七二二の三、一七二六の二、一七二六の三、一七二七の一から一七二七の四まで、一七二八の一から一七二八の五まで、一七二九の一、一七三〇の一、一七三〇の二、一七三三の二、一七三三の三、一七三四の二、一七三四の三、一七三九の一、一七四〇の一、一七四〇の四、一七四一の一、一七五二の四、一七五三の一、一七五三の二、一七五三の四、一七五三の五、一七五四の一、一七五四の二、一七五四の四、一七五四の五、一七五五の一から一七五五の三まで、一七五五の五、一七五五の七から一七五五の一まで、一七五六の三、一七五八の三の八及びこれらと一体をなす国有地の一部

湖山町字石葉山の全域、湖山町字木原一の二から一の四まで、二、三の五から三の七まで、四、五、六の一から六の三まで、七の三から七の五まで、八、九、一〇の二から一〇

の四まで、一一の一から一一の三まで、一二から一九まで、
 二〇の一から二〇の三まで、二一の一から二一の三まで、
 二二から三〇まで、三一の二から三一の七まで、三二、三
 三の四、三三の一から三三の三まで、三四から三九まで、
 四〇の一、四〇の二、四一の一、四一の二、四二の一から
 四二の三まで、四三の一から四三の三まで、四四から五四
 まで、五五の一から五五の三まで、五六から六二まで、六
 二の二から六二の七まで及びこれらと一体をなす国有地、
 湖山町字八町田六四から六九まで、七〇の三、七〇の四、
 七一、七一の四から七一の六まで、七二、七三の一から七
 三の三まで、七四の二、七四の三、七五の一、七五の二、
 七六から八〇まで、八一の一から八一の四まで、八二の一、
 八二の二、八三の一、八三の二、八四の一、八四の二、八
 五から八九まで、九〇の一から九〇の四まで、九一、九一
 の一、九二の二、九二、九三の一、九三の二、九四の一か
 ら九四の三まで、九五の一から九五の四まで、九六から九
 九まで、一〇〇の一から一〇〇の五まで、一〇一、一〇二
 の一から一〇二の五まで、一〇三の一から一〇三の五まで、
 一〇四、一〇五の一から一〇五の六まで、一〇六から一
 一二まで、一二の二、一二の三、一二の四、一二の五から一
 一八まで、一一九の一、一一九の二、一二〇から一二二まで、一
 二九から一三四まで、一三八の二、一四一の一、一四一の
 三、一四一の四、一四二から一四八まで、一四八の二から
 一四八の一九まで、一五三から一五七まで、一五八の一、
 一五八の二、一六一から一六五まで、一六五の二、一六六

の一から一六六の四まで、一六八の一、一六八の三から一
 六八の五まで、七八三の八、七八四の五、七八七の四、七
 九〇の二、七九二の一六、七九三の一、七九五の三、七九
 六の一〇、七九七の三、八二〇の四、八二一の四、八二二
 の四、八二三の五、八二四の七及びこれらと一体をなす国
 有地、湖山町字新歩岸六七の二、六七の三、六八の二、六
 八の三、六九の五から六九の八まで、七〇の六、七〇の七、
 七一の九、七一の一〇、七二の三、七二の四及びこれらと
 一体をなす国有地、湖山町字宮向六七五の一から六七五の
 一四まで、六七五の一六から六七五の二〇まで、六七七の
 一から六七七の九まで、六七七の一から六七七の一八ま
 で、六七八の二、六七八の四、六七八の九から六七八の五
 〇まで、六七九の四、六七九の五、六八〇の一から六八〇
 の五まで、六八一の一から六八一の一五まで、六八一の一
 三、六八一の一四、六八二の一、六八二の二、六八二の四、
 六八三、六八四、六八五の一、六八五の二、六八六の一か
 ら六八六の三まで、六八七の一から六八七の三まで、六八
 八から六九二まで、六九二の二、六九三の一から六九三の
 五まで、六九四の一から六九四の四まで、六九五の三、六
 九五の四、六九六、六九七、六九八の一、六九八の二、六
 九九の二から六九九の四まで、六九九の七、七〇〇の一か
 ら七〇〇の一三まで、七〇一の一、七〇一の二、七〇二の
 一、七〇二の二、七〇二の四、七〇三の一、七〇三の二、
 七〇四の一から七〇四の七まで及びこれらと一体をなす国

七五一の一、一七五一の二、一七五一の四、一七五一の五、
 一七五一の一〇、一七五五の四、一七五七の二、一七五七
 の三、一七五八の一、一七五八の三の四、一七五八の三の
 六、一七五八の五から一七五八の八まで、一七五八の一四
 一七五八の一七から一七五八の二一まで、一七六〇の二か
 ら一七六〇の四まで、一七六〇の六、一七六〇の七、一七
 六一の一から一七六一の九まで、一七六二の一、一七六二
 の四、一七六二の六、一七六二の八から一七六二の一二ま
 で、一七六三の一、一七六三の四、一七六四の一、一七六
 四の二、一七六五、一七六六の二、一七六七の三から一七
 六七の六まで、一七六七の八から一七六七の一五まで、一
 七六七の一八から一七六七の二〇まで、一七六七の二四、
 一七六七の二六から一七六七の三四まで、一七六八の一か
 ら一七六八の三まで、一七六九の二、一七六九の三、一七
 七三、一七七三の一、一七七四、一七七五の一、一七七五
 の三から一七七五の五まで、一七七五の七、一七七五の九
 及びこれらと一体をなす国有地、湖山町字荒神前二四五七
 の二、二四五八、二四六二の一、二四六二の二、二四六三
 の一、二四六三の二、二四六四の一、二四六六の一、二四
 六六の二、二四六七の一、二四六七の二、二四六八から二
 四七〇まで、二四七一の一、二四七一の二、二四七二、二
 四七三の二、二四七四、三三五三の六、三三五四から三三
 五六まで、三三五七の二から三三五七の三まで、三三五八
 三三五九、三三九四から三四〇五まで、三四〇七から三四

一八まで、三四一九の二から三四一九の三まで、三四二〇
 の一、三四二〇の二、三四二一の一、三四二一の二、三四
 二二の一、三四二二の二、三四二三の二から三四二三の三
 まで、三四二四、三四二五の二から三四二五の三まで、三
 五五八及びこれらと一体をなす国有地並びに三三五一の一
 及び三三七〇と一体をなす国有地の一部、湖山町字大寺屋
 南方二七九〇、二七九一の二から二七九一の九まで、二七
 九二の一、二七九二の三、二七九五の一、二七九五の二、
 二七九五の四、二七九五の五、二七九七の一、二七九七の
 二、二七九七の四、二七九七の五、二七九七の九、二七九
 七の一〇、二七九八の一、二七九八の四、二七九八の五、
 二七九八の一〇、二七九八の一、二八〇〇の一、二八〇
 〇の二、二八〇一の一、二八〇四、二八〇六の二から二八
 〇六の八まで、二八〇七、二八〇八、二八〇八の二から二
 八〇八の三まで、二八〇九の二から二八〇九の五まで、二
 八一〇の二から二八一〇の三まで、二八一〇、二八一〇、
 二八一三の一、二八一三の二、二八一四、二八一四の一、
 二八一五、二八一五の一、二八一六、二八一七、二八一八
 の一、二八二〇の一、二八二一の二から二八二一の八まで、
 二八二二の一、二八二二の三、二八二三の一、二八二三の
 三、二八二三の七、二八二四の一、二八二五の一、二八二
 七の二から二八二七の四まで、三二五〇、三二五一、三二
 五八、三二五九、三二七七、三二七八の二から三二七八の
 一三まで、三三一三の二から三三一三の三まで及びこれら
 と一体をなす国有地の一部、湖山町字大寺屋北方二八二九

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（昭和五十二年四月一日現在の地番による。）	<p> の二、湖山町字蓮池北方のうち二九二九の四、二九三〇の二及び二九三一の六以外の区域、湖山町字産水西方三〇六五の五、湖山町字産水南方三〇九一、三〇九二の一、三〇九二の二、三〇九二の四から三〇九二の八まで、三〇九三の一から三〇九三の三まで、三〇九四の一から三〇九四の三まで、三〇九五の一から三〇九五の七まで、三〇九六の一から三〇九六の二まで、三〇九七の一、三〇九七の二、三〇九八の一から三〇九八の三まで、三〇九九の一から三〇九九の五まで、三一一〇から三一一〇四まで、三一一〇五の二、三一一〇五の四まで、三一一〇六の一、三一一〇六の二、三一一〇七の一から三一一〇七の三まで、三一一〇八の二、三一一〇九、三一一〇九の一から三一一〇九の四まで、三一一一〇、三一一一〇の一、三一一一〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに湖山町字産水東方三一一一の一、三一一二の一、三一一二の四、三一一二の一、三一一二の五、三一一二の五の一、三一二五の三から三一二五の五まで、三一二六の一、三一二七の一、三一二九の一、三一一一の一、三一一二、三一一三の二、三一一三の四及び三一一三五の一 </p>
湖山町字西代	湖山町字西代のうち一五二一の六、一九三五の一、一九三五の二、一九三六の一から一九三六の四まで、一九三七、一九三七の一、一九三七の二、一九三八、一九三九の一、一九三九の二、一九四〇から一九四六まで、一九四七の二、	

区域	<p> 一九四八、一九四九、一九五〇の一、一九五一の二、一九五二の一、一九五三の一、一九五四の二、一九七八から一九八一まで、一九八二の一、一九八二の二、一九八三の一、一九八四の一、一九八四の二、一九八五から一九九一まで、一九九一の一、一九九二、一九九三の一、一九九四から一九九七まで、一九九八の二、一九九九から二〇〇一まで、二〇〇二の一、二〇〇二の二、二〇〇三の一、二〇〇三の二、二〇〇四の一、二〇〇四の二、二〇〇五の一、二〇〇五の二、二〇〇六の一、二〇〇六の二、二〇〇七の一、二〇〇七の二、二〇〇八の一、二〇〇八の二、二〇〇九の一から二〇〇九の三まで、二〇一〇の一から二〇一〇の三まで、二〇一一の一から二〇一一の三まで、二〇一二の一から二〇一二の五まで、二〇一三の一から二〇一三の三まで、二〇一四の一、二〇一四の二、二〇一五から二〇一九まで、二〇二〇の一、二〇二〇の二、二〇二〇の三、二〇二〇の四、二〇二〇の五、二〇二〇の六、二〇二〇の七、二〇二〇の八、二〇二〇の九、二〇二〇の十、二〇二〇の十一、二〇二〇の十二、二〇二〇の十三、二〇二〇の十四、二〇二〇の十五、二〇二〇の十六、二〇二〇の十七、二〇二〇の十八、二〇二〇の十九、二〇二〇の二十、二〇二〇の二十一、二〇二〇の二十二、二〇二〇の二十三、二〇二〇の二十四、二〇二〇の二十五、二〇二〇の二十六、二〇二〇の二十七、二〇二〇の二十八、二〇二〇の二十九、二〇二〇の三十、二〇二〇の三十一、二〇二〇の三十二、二〇二〇の三十三、二〇二〇の三十四、二〇二〇の三十五、二〇二〇の三十六、二〇二〇の三十七、二〇二〇の三十八、二〇二〇の三十九、二〇二〇の四十、二〇二〇の四十一、二〇二〇の四十二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 </p>	湖山町字松ヶ前	湖山町字松ヶ前のうち二二二四の一、二二二四の二、二二二五の一、二二二五の二、二二二六の一から二二二六の
----	--	---------	---

<p>湖山町字鴨堀端ノ一</p>	<p>三まで、二二二七、二二一九、二二二〇の二から二二二〇の三まで、二二二一の二から二二二一の三まで、二二二二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>湖山町字鴨堀端ノ一 二二八四の二、二二九〇の六から二二九〇の二一まで、二二九三の七から二二九三の二二まで、二二九四の六から二二九四の二〇まで、二三〇四の三、二三〇四の四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>湖山町字鴨堀端ノ一 二二八四の二、二二九〇の六から二二九〇の二一まで、二二九三の七から二二九三の二二まで、二二九四の六から二二九四の二〇まで、二三〇四の三、二三〇四の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>湖山町字沖ノ瀬</p>	<p>湖山町字沖ノ瀬のうち二四八八の一、二四八九から二四九六まで、二四九八の一、二四九九、二五〇〇の一、二五〇〇の二、二五〇一の二、二五〇一の三、二五〇二、二五〇七、二五〇七の一、二五三二の二から二五三三の四まで、二五三三の二から二五三三の四まで、二五三四の二から二五三四の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>湖山町字荒神前</p>	<p>湖山町字荒神前のうち二四五七の二、二四五八、二四六二の一、二四六二の二、二四六三の一、二四六三の二、二四六四の一、二四六六の一、二四六六の二、二四六七の一、二四六七の二、二四六八から二四七〇まで、二四七一の一、二四七一の二、二四七二、二四七三の二、二四七四、三三五一の一、三三五三の六、三三五四から三三五六まで、三三五七の二から三三五七の三まで、三三五八、三三五九、三三七〇、三三九四から三四〇五まで、三四〇七から三四一八まで、三四一九の二から三四一九の三まで、三四二〇</p>

<p>湖山町字新開ノ三</p>	<p>の二、三四二〇の二、三四二一の一、三四二一の二、三四二二の一、三四二二の二、三四二三の二から三四二三の三まで、三四二四、三四二五の二から三四二五の三まで、三五五八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>湖山町字大寺屋 北方</p>	<p>湖山町字大寺屋北方のうち二八二九の二以外の区域</p>
<p>湖山町字浜手</p>	<p>湖山町字浜手のうち三三二二の二から三三二二の五まで、三三二二の二から三三二二の三まで、三三二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>湖山町字村土居</p>	<p>湖山町字村土居のうち三三二五の一、三三二七、三三二八及び三三四五の二から三三四五の三まで以外の区域</p>
<p>湖山町字湖山池</p>	<p>湖山町字湖山池のうち三三三九、三三四〇及び三三四九以外の区域</p>
<p>湖山町字青島</p>	<p>湖山町字青島のうち三三三二及び三三四四以外の区域</p>
<p>湖山町字下ノ奥</p>	<p>湖山町字下ノ奥のうち三三三〇七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>湖山町字金沢前田</p>	<p>湖山町字金沢前田のうち三二八七、三二八八、三二八八の一、三二八八の二、三二八九、三二九〇、三二九〇の一、三二九〇の二、三二九一、三二九一の二、三二九一の三、</p>

<p>湖山町字福井下 灘ノ一</p>	<p>湖山町字福井下灘ノ一のうち三二九八の六及び三二九八の八以外の区域</p>
<p>湖山町字福井下 灘ノ二</p>	<p>湖山町字福井下灘ノ二のうち三二九六から三二九八まで、三二九八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>桂見字中帆城</p>	<p>桂見字中帆城の全域、湖山町字桂見先帆城灘三二六三、三二六四、三二六五の一から三二六五の三まで、三二六六及びこれらと一体をなす国有地並びに三二六二と一体をなす国有地の一部並びに湖山町字桂見帆城灘三二九九</p>
<p>桂見字先帆城灘</p>	<p>桂見字先帆城灘の全域並びに湖山町字桂見先帆城灘三二二六〇から三二二六二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>桂見字下河原</p>	<p>桂見字下河原の全域並びに湖山町字桂見下河原三三一五及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>桂見字村土居</p>	<p>桂見字村土居の全域並びに湖山町字桂見村土居三二七九の二、三二七九の三、三二七九の四、三三五〇及び三三五〇の一</p>
<p>高住字鷺谷口</p>	<p>高住字鷺谷口の全域、湖山町三三〇三の一から三三〇三</p>
<p>高住字門塔下</p>	<p>高住字門塔下の全域並びに湖山町字高住門塔下三三二四の一から三三二四の一まで、三三三三の三から三三三三の四まで、三三三三の二から三三三三の五まで、三三三五の七及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>高住字浜手</p>	<p>高住字浜手の全域、湖山町三三二一の一、湖山町字浜手三三二一の二から三三二一の五まで、三三二二の一から三三二二の三まで、三三二三及びこれらと一体をなす国有地並びに湖山町字高住浜手三三二二の一、三三二二の二、三三二三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>高住字村土居</p>	<p>高住字村土居の全域、湖山町三三〇〇、三三〇二、三三〇五、三三一八の一及び三三二五、湖山町字中子愛三三一八の二、湖山町字桂見村土居三三一八の三、湖山町字村土居三三二五の一、三三二七、三三二八及び三三四五の二から三三四五の三まで並びに湖山町字湖山池三三四九</p>
<p>高住字小荒田</p>	<p>高住字小荒田の全域、湖山町字小荒田三三三六の一から三三三六の一まで及び三三三六の一五から三三三六の一八まで並びに湖山町字小良田三三三六の二及び三三三六の三</p>

良田字野町	良田字小乱城	良田字間城谷	良田字下ノ奥	良田字村土居	良田字輪ノ内	良田字最ノ谷	高住字青島
良田字野町の全域及び湖山町字良田野町三三一七	良田字小乱城の全域及び湖山町字良田小乱城三二六九の一から三二六九の九まで	良田字間城谷の全域並びに湖山町字良田間城谷三二八〇、三二八一の一から三二八一の六まで、三三一六の一から三三一六の三まで及びこれらと一体をなす国有地	良田字下ノ奥の全域、湖山町字良田下ノ奥三二七一の一、三二七一の二、三二七二及びこれらと一体をなす国有地、湖山町字三三〇七並びに湖山町字下ノ奥三三〇七の三及びこれと一体をなす国有地	良田字村土居の全域、湖山町字三三〇六及びこれと一体をなす国有地並びに湖山町字青島三三一一	良田字輪ノ内の全域並びに湖山町字良田輪ノ内三二七五、三二七六の一から三二七六の四まで、三三〇八及びこれらと一体をなす国有地	良田字最ノ谷の全域、湖山町字良田最ノ谷三二七三の一から三二七三の三まで、三二七四及びこれらと一体をなす国有地並びに湖山町字最ノ谷三三〇九の一から三三〇九の六まで	高住字青島の全域及び湖山町字青島三三四四

福井字下灘ノ二	福井字下灘ノ一	金沢字前田	金沢字浜田	金沢字新川	良田字口乱城
福井字下灘ノ二の全域並びに湖山町字福井下灘ノ二三二九六から三二九八まで、三二九八の二及びこれらと一体をなす国有地	福井字下灘ノ一の全域並びに湖山町字福井下灘ノ一二九八の六及び三二九八の八	金沢字前田の全域並びに湖山町字金沢前田三二八七、三二八八、三二八八の一、三二八八の二、三二八九、三二九〇、三二九〇の一、三二九〇の二、三二九一、三二九一の二、三二九一の三、三二九二から三二九四まで、三二九四の一、三二九四の二、三二九五の一から三二九五の三まで及びこれらと一体をなす国有地	金沢字浜田の全域並びに湖山町字金沢浜田三二八二の一、三二八二の二、三二八三の一、三二八三の二、三二八四から三二八六まで及びこれらと一体をなす国有地	金沢字新川の全域並びに湖山町字金沢新川三二四六、三二四六の一から三二四六の三まで、三二四七、三二四七の一、三二四八、三二四八の一、三二四八の二、三二四九、三二四九の一から三二四九の五まで、三二四九の七から三二四九の一四まで及びこれらと一体をなす国有地	良田字口乱城の全域並びに湖山町字良田口乱城三二七〇の一、三二七〇の二及びこれらと一体をなす国有地

福井字前田	福井字前田の全域並びに湖山町字福井前田三二九八の三及び三二九八の四
福井字美龍寺	福井字美龍寺の全域及び湖山町字福井美龍寺三二九八の九
三津字村内	三津字村内の全域並びに三津字芋畑ノ巻二七〇の一及びこれと一体をなす国有地並びに三津字村内三七一の二、三七六の一、三八二の一及びこれらと一体をなす国有地の地先一、一〇五・九八平方メートル
三津字芋畑ノ一	三津字芋畑ノ一の全域及び湖山町字三津芋畑三三一一
三津字下灘ノ一	三津字下灘ノ一の全域、湖山町字下灘ノ一 三三三七並びに湖山町字湖山池三三三九及び三三四〇
廃止する字の名称	湖山町字井戸東上道、湖山町字先津、湖山町字小山新川、湖山町字中瀬、湖山町字産水浜洲、湖山町字浜産水、湖山町字産水上ノ上道、湖山町字向池洲、湖山町字漆原上道、湖山町字ホフシ山、湖山町字初覧山、湖山町字池洲外浜、湖山町字本原、湖山町字八町田、湖山町字新歩岸、湖山町字石葉山、湖山町字宮向、湖山町字雁啼、湖山町字小山ヶ前北方、湖山町字天場、湖山町字内新田、湖山町字蓮原、湖山町字内堀駿河屋敷、湖山町字天神山、湖山町字下帆船、湖山町字飯島、湖山町字帆船、湖山町字中島、湖山町字三

	浦、湖山町字鴨堀端ノ巻、湖山町字塔ノ角、湖山町字崩岸、湖山町字溝ノ口、湖山町字蓮池、湖山町字大寺屋南方、湖山町字産水西方、湖山町字蓮池北方、湖山町字産水南方、湖山町字産水東方、湖山町字桂見先帆船灘、湖山町字桂見帆船灘、湖山町字桂見下河原、湖山町字桂見村土居、湖山町字高住鷺谷口、湖山町字鷺谷口、湖山町字高住門塔下、湖山町字高住浜手、湖山町字中子愛、湖山町字小荒田、湖山町字小良田、湖山町字最ノ谷、湖山町字良田最ノ谷、湖山町字良田輪ノ内、湖山町字良田下ノ奥、湖山町字良田間城谷、湖山町字良田小乱城、湖山町字良田野町、湖山町字良田口乱城、湖山町字金沢新川、湖山町字金沢浜田、湖山町字福井前田、湖山町字福井美龍寺、湖山町字三津芋畑及び湖山町字下灘ノ一
--	--

鳥取県告示第六百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による青木団地第二土地区画整理事業(第一工区)の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生じる。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十二年三月十一日現在の地番による。)
永 江	青木字丸山一一七の二、一一七の三、一一八の二、一二四の二、一二五の二、一二六の二、一二七の二、一二八の一から一二八の六まで、一二九の一、一三〇から一三九まで、一四〇の一、一四一の一、一四二の二、一四二の一、一四三、一四四及びこれらと一体をなす国有地、青木字三崎谷平一四五から一四九まで、一五〇の一、一五二の一、一五二の二、一五三の一、一五四の二及びこれらと一体をなす国有地、青木字中山六一三の二及び六一四の二、青木字羽森七〇六の二、七〇九の一、七二〇、七二一の二、七二二の一、七二四の一、七二五及びこれらと一体をなす国有地、青木字羽森七二六の一、七二七の二、七二五の二、七二六の一、七二七から七二九まで及びこれらと一体をなす国有地、青木字城下のうち八〇八の二、八〇九の一、八

青木字丸山	一一の二、八一の一、八二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇五、八〇八の一及び八〇八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、青木字乗越八一三、八一四、八一五の一、八一六の一から八一六の三まで、八一七の一、八一八、八二の一、八二の二、八二の八から八二の二六まで、八二四の二、八二五の一及びこれらと一体をなす国有地、青木字宮塔九三〇の二、九三二から九四〇まで、九四一の一、九四二、九四三の一、九四四の一、九四五の一、九四六の一、九四七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに九二五の二、九三〇の二、九三〇の三及び九三三と一体をなす国有地の一部並びに青木字宮ノ峯一一五一の二及びこれと一体をなす国有地
青木字中山	青木字中山のうち六一三の二及び六一四の二以外の区域
青木字羽森	青木字羽森のうち七〇六の二、七〇九の一、七二〇、七二一、七二二、七二四の一、七二五の二、七二六の一、七二七の二、七二八の一、七二九の二、七三〇の二、七三一の一、七三二の二、七三三の一、七三四の二、七三五の一、七三六の二、七三七の一、七三八の二、七三九の一、七四〇の二、七四一の一、七四二の二、七四三の一、七四四の二、七四五の一、七四六の二、七四七の一、七四八の二、七四九の一、七五〇の二、七五一の一、七五二の二、七五三の一、七五四の二、七五五の一、七五六の二、七五七の一、七五八の二、七五九の一、七六〇の二、七六一の一、七六二の二、七六三の一、七六四の二、七六五の一、七六六の二、七六七の一、七六八の二、七六九の一、七七〇の二、七七一の一、七七二の二、七七三の一、七七四の二、七七五の一、七七六の二、七七七の一、七七八の二、七七九の一、七八〇の二、七八一の一、七八二の二、七八三の一、七八四の二、七八五の一、七八六の二、七八七の一、七八八の二、七八九の一、七九〇の二、七九一の一、七九二の二、七九三の一、七九四の二、七九五の一、七九六の二、七九七の一、七九八の二、七九九の一、八〇〇の二、八〇一の一、八〇二の二、八〇三の一、八〇四の二、八〇五の一、八〇六の二、八〇七の一、八〇八の二、八〇九の一、八一〇の二、八一一の一、八一二の二、八一三の一、八一四の二、八一五の一、八一六の二、八一七の一、八一八の二、八一九の一、八二〇の二、八二一の一、八二二の二、八二三の一、八二四の二、八二五の一、八二六の二、八二七の一、八二八の二、八二九の一、八三〇の二、八三一の一、八三二の二、八三三の一、八三四の二、八三五の一、八三六の二、八三七の一、八三八の二、八三九の一、八四〇の二、八四一の一、八四二の二、八四三の一、八四四の二、八四五の一、八四六の二、八四七の一、八四八の二、八四九の一、八五〇の二、八五一の一、八五二の二、八五三の一、八五四の二、八五五の一、八五六の二、八五七の一、八五八の二、八五九の一、八六〇の二、八六一の一、八六二の二、八六三の一、八六四の二、八六五の一、八六六の二、八六七の一、八六八の二、八六九の一、八七〇の二、八七一の一、八七二の二、八七三の一、八七四の二、八七五の一、八七六の二、八七七の一、八七八の二、八七九の一、八八〇の二、八八一の一、八八二の二、八八三の一、八八四の二、八八五の一、八八六の二、八八七の一、八八八の二、八八九の一、八九〇の二、八九一の一、八九二の二、八九三の一、八九四の二、八九五の一、八九六の二、八九七の一、八九八の二、八九九の一、九〇〇の二、九〇一の一、九〇二の二、九〇三の一、九〇四の二、九〇五の一、九〇六の二、九〇七の一、九〇八の二、九〇九の一、九一〇の二、九一一の一、九一二の二、九一三の一、九一四の二、九一五の一、九一六の二、九一七の一、九一八の二、九一九の一、九二〇の二、九二一の一、九二二の二、九二三の一、九二四の二、九二五の一、九二六の二、九二七の一、九二八の二、九二九の一、九三〇の二、九三一の一、九三二の二、九三三の一、九三四の二、九三五の一、九三六の二、九三七の一、九三八の二、九三九の一、九四〇の二、九四一の一、九四二の二、九四三の一、九四四の二、九四五の一、九四六の二、九四七の一、九四八の二、九四九の一、九五〇の二、九五一の一、九五二の二、九五三の一、九五四の二、九五五の一、九五六の二、九五七の一、九五八の二、九五九の一、九六〇の二、九六一の一、九六二の二、九六三の一、九六四の二、九六五の一、九六六の二、九六七の一、九六八の二、九六九の一、九七〇の二、九七一の一、九七二の二、九七三の一、九七四の二、九七五の一、九七六の二、九七七の一、九七八の二、九七九の一、九八〇の二、九八一の一、九八二の二、九八三の一、九八四の二、九八五の一、九八六の二、九八七の一、九八八の二、九八九の一、九九〇の二、九九一の一、九九二の二、九九三の一、九九四の二、九九五の一、九九六の二、九九七の一、九九八の二、九九九の一、一〇〇〇の二

青木字羽森峯	一の一、七二二の一、七二四の一、七二五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
青木字城下	青木字羽森峯のうち七二六の一、七二七の二、七二五の二、七二六の一、七二七から七二九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
青木字乗越	青木字城下八〇八の二、八〇九の一、八一の一、八一の一三、八一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇五、八〇八の一及び八〇八の二と一体をなす国有地の一部
青木字宮塔	青木字乗越のうち八一三、八一四、八一五の一、八一六の一から八一六の三まで、八一七の一、八一八、八二一の一、八二二の二、八二二の八から八二二の二六まで、八二四の二、八二五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
青木字宮ノ峯	青木字宮塔九三〇の二、九三二から九四〇まで、九四一の一、九四二、九四三の一、九四四の一、九四五の一、九四六の一、九四七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに九二五の二、九三〇の二、九三〇の三及び九三三と一体をなす国有地の一部以外の区域
青木字宮ノ峯	青木字宮ノ峯のうち一一五一の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第六百六十六号

青木団地第二土地区画整理事業の施行地区(第一工区)内の宅地について、昭和五十二年七月三十日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百三條第四項後段の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の県庁前支店の項の次に次のように加える。

県庁出張所

鳥取市東町一丁目

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】